

未来に残そう青い海ボランティアチーム会則

制定 平成22年6月30日
最終改正 平成27年1月1日

(目的)

第1条 四面を海に囲まれた我が国において、海洋環境保全の重要性や必要性をより広く、そしてより一層国民に親しみやすく理解してもらうため、ボランティアとして第三管区海上保安本部（以下「三管本部」という。）と協働して、海洋環境保全のための社会貢献に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本組織を「未来に残そう青い海ボランティアチーム」（以下「本会」という。）という。

(活動)

第3条 本会の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 未就学児及び児童、生徒に対する海洋環境教室の開催
- (2) 一般市民を対象とした海洋環境保全啓発活動
- (3) 三管本部の実施する海洋環境保全啓発活動の支援
- (4) その他上記に附帯する活動で収益活動を伴わないもの

2 本会の活動は、ボランティアによる完全無償の活動を基本精神とするので、会員が長く活動を継続できるよう活動参加は強制せず、自由意思で参加できるときに参加することを活動の基本理念とする。

3 本会の活動を支援するため、三管本部警備救難部環境防災課（以下「環境防災課」という。）に事務局を置く。

4 事務局員は、環境防災課職員とし、本会が受ける支援については、別途環境防災課長がこれを定める。

(会員)

第4条 会員は、本会の目的達成に興味と行動力があり、別途定める「会員資格に関する細則」の入会資格を満たす者の中から審査及び3回の体験ボランティア活動（講習会、啓発用資機材の事前準備活動を含む。）を経て、リーダーまたはサブリーダーの了承をもって会員とする。

ただし、必要な場合は、事務局に意見を求めることができる。

2 会員の指名はリーダーが行い、指名書を交付するものとする。

3 会員の登録定員は50名とし、欠員が生じた場合は随時追加募集するものとする。

- 4 会員資格の喪失については、別途「会員資格に関する細則」に定める。
- 5 会員は、啓発活動の際に新規会員の募集を行う。

(リーダー及びサブリーダー等)

第5条 本会の円滑な運営のためにリーダー1名、サブリーダー4名及びトレーナー複数名(最大5名)を置く。

- 2 リーダー、サブリーダー及びトレーナー(以下「リーダー等」という。)の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 リーダー及びサブリーダーは、特段の理由(妊娠、出産、介護等)がない限り年1回以上活動に参加するものとし、選解任は、他のリーダー等と事務局で協議の上、決定する。
- 4 リーダーは、本会を代表するとともに本会の活動を総括する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、会の活動を推進する。
- 6 リーダーは、前年の活動が5回以上の者かつ本会の活動目的を適切に理解している者をリーダー等と協議の上、トレーナーとして指名し、新入会員の活動を指導させる。
- 7 リーダー等は、会則、細則、規則を見直し改正することができる。
この場合、必要に応じ会員に意見を求めることができる。
- 8 本会の活動は、2名以上の参加を原則とするが、リーダー等は1名でも活動することができる。

(情報の管理)

第6条 会員の個人情報、本会の活動のみにおいて使用し、事務局で厳重に管理する。

- 2 活動中に知り得た海上保安庁の情報で、一般に公開、または広報されていない事項等について、不特定多数を対象とするインターネットサイト等(個人のwebページ等を含む)に公開してはならない。

(会員との連絡)

第7条 行事情報等の各会員への連絡は、事務局から行う。

連絡は、電子メールまたは、専用インターネットサイトによることを基本とする。

(リーダー等会議)

第8条 リーダー等と事務局は、本会則の改正や本会の運営に関する事項を協議するため、必要に応じて会議を開催する。

会議開催時は議事録を作成し、会員に周知するとともに、議事内容によっては、会員の意見を求めることとする。

(事故防止等)

第9条 会員及び事務局は、活動現場への往復及び活動中の自らの事故防止に注意を払うとともに、啓発活動の対象者への事故防止にも万全の注意を払うものとする。

2 ボランティア活動時の服装等は、事故防止の観点から、原則次の服装等を禁止とする。

(1) 高いヒール、滑りやすいサンダル等

(2) ミニ制服の着脱支援や紙芝居等での活動も踏まえ、キュロットやレギンス、ジーパン等無しでのスカートの着用等盗撮対象のおそれのある服装

3 会員は、チームポロシャツもしくはチームジャンパーを着用する。

4 ボランティア活動に参加する者は、事務局が加入するボランティア保険へ登録されることを、予め了承するものとする。

5 会員または事務局は、自ら撮影した画像を海上保安庁の広報のために使用することもあることを、一般市民及び子どもの保護者等に予め承諾を受けるか、立て看板等によりその旨の趣旨を表示しておき、個人情報の保護に関するトラブル防止に努めるものとする。

(附 則)

この会則は、平成27年1月1日から施行する。